

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 14 号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する  
条例及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等  
に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例について

議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要  
を報告いたします。

### 記

議案第 14 号は、市全域において安定的な、し尿収集サービスを維持し  
ていくため、これにかかる手数料の改定を行うものである。

委員から、今回の改定により影響がある世帯数ほどの程度か とのた  
だしがあり、約 2,500 から 3,000 世帯と考えられる との答弁がありました。

今回の改定に伴い、浄化槽の清掃・点検等の料金に影響はないか との  
ただしがあり、影響はあるかもしれないが、市では浄化槽にかかる直營業  
務を行っておらず、条例上その料金を設定できない。また、それら業務は、  
業者と依頼者との民法上の個々の契約に基づくものであり、自由選択、競  
争原理の観点から市がこれに対し積極的に関与することは望ましくないと  
考えている。ただし、今回の改定に起因した過剰な高騰などにより大きな  
問題が生じるような状況があれば対応する との答弁がありました。

議案第 21 号は、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者として、  
社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を平成 29 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31  
日までの 3 年間指定するものである。

委員から、市と本センターで行われる事業との連携状況について ただ

しがあり、ボランティア保険の関係では月に2回から3回程度情報交換等を行っている。そのほかセンターにおもむき市民団体等による利用状況を把握するよう努めている。また、本センターでの助成金情報や啓発講座についての情報発信を市においても併せて行っているとの答弁がありました。

これまでと同じ団体に指定管理を委託することによるメリットはなにかとのただしがあり、現在、本センターに配属されている職員の業務知識、技能が高くなってきていることに加え、指定管理団体が同施設内にあるということで業務サポートを含め安定した運営体制を築けていることがあげられるとの答弁がありました。

次期指定管理期間の事業計画において、NPO相談会と人件費のうち超過勤務手当にかかる想定業務についてただしがあり、NPO相談会については、わかやまNPOセンターから相談員の派遣を受け、NPO法人の設立にかかる相談事業を実施しているもので、27年度は月2回の実施に対し、計画では月1回を想定している。しかしながら、本センター職員の技量向上により相談内容によっては相談員の派遣を受けなくても対応可能となっており、実質的なサービス低下にはつながらないと考えている。超過勤務手当については、昼の従事職員から夜間従事職員への引き継ぎ業務等を想定しているとの答弁がありました。